

名寄市国民健康保険からのお知らせ

■ 外来診療費の支払いが高額となった方へ ■

平成24年4月1日から「認定証」の提示により、外来診療における窓口での支払いが自己負担限度額までとなります

医療費の支払いが高額となった方の負担軽減のために、入院と同様に、外来診療における医療費の支払いが高額療養費の自己負担限度額までにとどめられることになりました。これにより、一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	医療機関窓口で
・70歳未満の方 ・70歳以上の住民税非課税世帯の方	市役所で「限度額適用認定証」の交付を受けてください	「限度額適用認定証」を窓口で提示してください
・70歳以上75歳未満で、住民税非課税世帯ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください

- ・1カ月毎の医療機関毎での計算となります。
- ・交付要件については、お問い合わせください。
- ・保険税の納付状況により、認定証が交付できない場合があります。
- ・名寄市国民健康保険の加入者以外の方は、加入先の保険機関にお問い合わせください。

■ 人間ドック費用助成について ■

国保に加入している30歳以上の方（※）が人間ドックを受けた場合、申請により費用の3分の2を助成しています。（※助成が受けられる方には要件があります。詳しくはお問い合わせください）

◎申請に必要なもの

印鑑、保険証、口座番号、領収書、問診票の写し、検査結果票

☆名寄市立総合病院で受ける場合

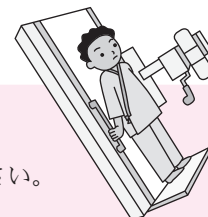
受診日が確定したら、事前に国保より「受診票」の交付を受けてください。窓口での支払額は助成後の金額となり、受診後は結果票のみ国保へ持参してください。

☆旭川厚生病院で受ける場合

今年度から35歳以上の方は、人間ドック受診費用のうち特定健診にかかる費用が自動助成されます。この場合のドック受診後の助成手続きには、検査結果票は持参不要です。また、旭川厚生病院では、75歳以上の後期高齢の方も健康診査費用分が自動助成され、人間ドック受診時の費用負担が軽くなります。

☆その他の医療機関で受ける場合

受診後に、上記「申請に必要なもの」を持参してください。



◎検査結果票の提出について

ドックを受診すると、特定健診を受診したこととして扱い、受診結果により保健指導が行われるため、結果票の提出が必要になります。ご理解とご協力をお願いいたします。

◎助成回数について

年度内（4月～翌年3月）に1回限り助成します。保健センターで行う「特定健診」との重複受診はできませんのでご注意ください。



■ 特定健診・各種がん検診等のご案内 ■

特定健診は、生活習慣病になる前に体の異常を見つけて、生活を改善し、病気を予防することが目的です。病院に通院中の方も、健康に自信のある方も、全身の健康状態チェックのために年1回受診をおすすめします。健康を維持するために、健診・保健指導を上手にお役立てください。

【特定健診】◎対象 35歳から74歳までの名寄市国保に加入している方

（受診料無料）

☆健診と同時に、各種がん検診などを受けることができます。（前立腺がん、骨粗しょう症検診のみ有料）

◎実施場所・日程など 本誌4月号折込の「各種健診のお知らせ」をご覧ください。

◎申込み 名寄市保健センター（☎01654②1486）

【保健指導】特定健診の結果により、生活習慣の改善の必要性に応じて、保健指導をご案内します。

問い合わせ

市役所名寄庁舎1階 市民課国保高齢医療係 ☎01654③2111（内線3115）